



2026年5月13日

各 位

会 社 名 亀田製菓株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高木 政紀  
(コード番号 2220 東証プライム)  
問合せ先 専務取締役 小林 章  
(TEL 025-382-2111)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年6月23日開催予定の第69期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第21条第1項(任期)を変更し、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮するものであります。

あわせて、取締役の任期変更に伴い、会社法の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により定めることができる旨を追記いたします。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線を付した部分は、変更箇所を示します)

現行定款	変更案
第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第21条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(剰余金の配当および中間配当) 第47条 当社の <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u>	(剰余金の配当等) 第47条 当社は、 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に掲げる事項を、取締役会の決議により定めることができる。</u>
2. 当社は、 <u>取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u>	2. 当社は、 <u>毎年3月31日または9月30日における最終の株主名簿に記録されている株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当をすることができる。</u>

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2026年6月23日(予定)
定款変更の効力発生日	2026年6月23日(予定)

以上